

平成 30 年第 10 回庄内町農業委員会総会議事録

- 1 会議日程 平成 30 年 10 月 25 日 (木)
 - 開 会 午前 9 時 30 分
 - 閉 会 午前 10 時 12 分

- 2 会議場所 庄内町役場 3 階 議場

- 3 出席委員の席次番号及び氏名 (18 名)
 - 1 番 齋藤 智幸
 - 2 番 秋葉 俊一
 - 3 番 齋藤 克行
 - 4 番 日下部 耕平
 - 5 番 阿部 金一郎
 - 6 番 佐藤 恒子
 - 7 番 高橋 聡
 - 9 番 太田 政士
 - 10 番 長南 統
 - 11 番 高橋 義夫
 - 12 番 小林 ひろみ
 - 13 番 佐藤 優人
 - 14 番 半澤 重幸
 - 15 番 佐藤 一
 - 16 番 五十嵐 晃
 - 17 番 和島 孝輝
 - 18 番 佐藤 繁
 - 19 番 若松 忠則

- 4 欠席委員の席次番号及び氏名 (1 名)
 - 8 番 齋藤 敦

- 5 議長の委員席次番号及び氏名
 - 19 番 若松 忠則 (会 長)
 - 18 番 佐藤 繁 (第一会長職務代理者)

- 6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長	高橋 慎一
主査兼農地農政係長	佐藤 良子
主任	佐藤 一視
農業経営改善相談員	高橋 茂規

7 会議に付した議案

報告第 16 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(13 件)
報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(4 件)
議案第 35 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 36 号	非農地証明願いについて	(1 件)
議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 38 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(3 件)
議案第 39 号	庄内町農用地利用集積計画について (農地中間管理事業)	(27 件)
議案第 40 号	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) について	(22 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより平成 30 年第 10 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	<p>本日の委員の状況につきまして、報告いたします。8 番 齋藤 敦委員より欠席との報告を受けております。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農業委員会委員研修しおり」、「山形県農業委員会大会開催要領」、「農委広報第 27 号」、「農協広報 (10 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。なお、追加資料として、「農業委員会等の綱紀肅正について」、それから、農地部会の方のみですが、「土地改良事業に関する意見交換会について」を配布しています。</p> <p>それでは、平成 30 年第 9 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(平成 30 年第 9 回総会以後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、平成 30 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(平成 30 年第 10 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。</p> <p>無いようでございますので諸般の報告を終わります。</p> <p>ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。1 番 齋藤 智幸委員、2 番 秋葉 俊一委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。なお、書記には、事務局長を指名します。</p>

◎報告	報告第 16 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、 を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 16 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 16 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届 出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 17 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、 を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 17 号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 17 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 35 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といた します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 35 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 35 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 佐藤 優人委員よ り、現地調査報告をお願いします。
13 番 佐藤	13 番 佐藤です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の案件ですが、10 月 24 日に 14 番 半澤 重幸委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調 査を実施しました。 1 番から 3 番の案件については、農地として適正に管理されており、許可 基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘 事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 36 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 36 号、非農地証明願いについて、を議題といたします。</p> <p>議案第 36 号に係る現況写真配布のため暫時休憩いたします。</p>
	(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 36 号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 36 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14 番 半澤 重幸委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
14 番 半澤	<p>14 番 半澤です。</p> <p>非農地証明願いについての現地調査報告を行います。</p> <p>非農地証明願いの案件であります、10 月 24 日、13 番 佐藤 優人委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。</p> <p>現地調査の結果、該当農地については、町道脇に位置するものの、町道の草木の繁茂による移動困難及び、農地も樹木、雑草の繁茂により、山林及び原野化しており、農地への復元が困難と認められることから非農地証明の対象となると判断してきましたので報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>5 番 阿部 金一郎委員。</p>
5 番 阿部	<p>5 番 阿部です。</p> <p>申請理由の中に、町道の雑草繁茂という言葉がございますけれども、こういことでよろしいのでしょうか。いわゆる、非農地証明願いに関わって、町道の管理が悪いため非農地にさせていただきたいというのが、かなり強く主張されているような感じがします。町道の管理がなされていないということ、今後町に対して要望するとかしないとか、そういったことも踏まえて</p>

	質問させていただきたいと思います。現況から見れば、農地の方は自己保全していたが、樹木の繁茂等々で農地への復元は困難であるという理由だけでよしいと思うのですが、この申請理由を見れば、今回農業委員会で町道の管理を徹底してくださいということも踏まえて町へ意見を申すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	ただ今ご指摘ございました、町道の雑草繁茂等については、申請者の申請理由でございます。また現地もそのような状況であったということもございますけれども、先程説明いたしましたとおり、草刈りをその後していたという状況でもありました。確かに、そちらの主張の方が大きいと言われればそのような感じもいたしますが、現地を確認いたしましたところ現地の山林化、原野化ということを確認して来ております。事前に農地ナビでもエリア毎、1筆毎確認しています。町道の管理については、要望していきたく思いますので、よろしく申し上げます。
議長	5番 阿部委員。
5番 阿部	では、今回の事案を基に町道の管理について、こういったことにならないようにという要望を徹底していただけますでしょうか。 管理するには人件費も限られている訳ですし、大変だとは思いますが、管理について要望していただきたいと思います。
議長	ただ今の内容は要望ということで捉えてよろしいでしょうか。
5番 阿部	はい、そうです。
議長	では、そのような形の要望ということで今後対応していただくという意見を付させていただきます。
議長	ほかにございませんか。 2番 秋葉 俊一委員。
2番 秋葉	2番 秋葉です。 この案件ですけれども、番地から見ると●●字●●、●●字●●、●●に別れておりますが、今回は、町道の沿線だけの地番ではないと思うのですが、●●字●●は山間の農道に入った場所だと認識しているのですがいかがでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	秋葉委員のおっしゃる通りに、提示してます資料ではわかり難いのですが、町道の沿線に農地は位置しているのですが、山間の奥の方に入り込んで農地になっているというような形になっておりまして、成形された農地ではないという現場になっております。従いまして、奥の方が山林化しているような状況を農地ナビでも確認しております。
議長	佐藤主任、配布された現況写真では、番号もなく、どこから見た写真なのかということが今の回答ではわかりづらいので、例えば●●字●●、●●字●●というようにどの写真をもって説明されているのかを加えていただくと、委員の質問に答える皆さんの理解度がもっと深まると思います。再度この写真の説明を加えていただきたいと思います。

佐藤主任	<p>ただ今ご指摘いただきましたので、再度説明させていただきます。</p> <p>配布いたしました現況写真の方で、●●字●●の方は、山間の奥の方まで切り込んで行くような地形になっております。奥の方が山林化しているというようなことで道路端からしばらく平地になっているところが原野化している状況でございます。</p> <p>続いて、●●字●●の方でございますが、右手に見えますのが町道になるのですが、左手側が雑草繁茂しているというような状況写真になっております。</p> <p>裏面の●●字●●ですが、こちら写真の手前の農地がある方からずっと奥の方に切り込んでおりまして奥の方が山林化してきており、手前の方が原野化してきているという状況でみてきておりました。また、補足でございますが、こちらの所有者●●●●さんのお父様が昔この●●●の付近に住まわれていたということで、この辺を農地として開拓してきたという経緯があるとお聞きしております。その後、●●様のお父様が亡くなられて農地に手を掛けるのが困難になってきたという経緯もお聞きしております。以上です。</p>
議長	秋葉委員いかがでしょうか。
2番 秋葉	<p>はい、今の説明はわかりました。</p> <p>ただ、●●字●●は●●さんがワラビ栽培をしている場所があったと思うのですが、その農地も非農地として申請しているということでしょうか。その奥は以前、別の所有者が非農地証明したところで、その手前だと認識しているのですが、いかがでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	申請者の方からは、農地の一部分についてワラビ栽培をしているなどの話しはお聞きしておりません。
議長	秋葉委員、よろしいでしょうか。
2番 秋葉	はい、わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第36号、非農地証明願いについて、非農地として証明することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成により、非農地として証明することに決定しました。</p>
◎議事	議案第37号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第37号に係る現況写真配布のため、暫時休憩いたします。</p>
	(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>

事務局長	(議案第 37 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 37 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 佐藤 優人委員より、現地調査報告をお願いします。
13 番 佐藤	13 番 佐藤です。 農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の案件ですが、10 月 24 日に 14 番 半澤 重幸委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 1 番の案件については、太陽光発電設備設置に伴う永久転用ですが、東側が宅地に面し、南側が農地、西側及び北側が水路で囲まれております。隣接する農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、永久転用に関し問題ないと判断してきました。 2 番と 3 番の案件については、砂利採取及び田床改良と砂利採取に伴う待避所による一時転用ですが、現在も隣接地で、砂利採取による田床改良が行われており、これまでとほぼ同様の計画であることから、近隣の農地に対しても影響を及ぼすことはない判断し、一時転用に関し問題はないと見てきましたので報告します。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 5 番 阿部 金一郎委員。
5 番 阿部	5 番 阿部です。 私の聞き逃しだと思いますが、賃貸借権設定ですので設定単価の方お聞きしたいと思います。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	賃借権の設定単価ということでございますが、1 番の案件は、年間で●万円、2 番、3 番の案件につきましては、年間で●●万円となっております。以上です。
議長	阿部委員、よろしいでしょうか。
5 番 阿部	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 17 番 和島 孝輝委員。
17 番 和島	17 番 和島です。 2 番、3 番の●●さんの砂利採取の件ですが、農業委員の立場としてだけでなく地権者という立場からですが、以前私の方の農地もそういった事業に参加させていただいたことがあります。集積事業等で私が受託しているところも砂利採取にかかっている農地がだいぶあります。3 年、5 年、10 年経っているものもありますが、その中でお願いがございます。砂利採取はお

	互い様で、賃借料も頂いておりますけれども、その後半の田床改良の点でございませぬ。田床改良後の田面が毎年沈みます。そういった農地を耕作している人なら分かると思ひますが、私も費用を掛けて手入れをしております。その点につきまして、事業主であります●●さんの方にもう少し誠意をもって対応していただくように注意していただきたいのです。
議長	この砂利採取の件につきましては、今回の●●さんだけでなく以前にも砂利採取業者に話しをしてきた経緯があったと記憶しております。その点について農業委員会が要望という形で意見を付すことになると思ひますがいかがでしょうか。 暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 佐藤主任。
佐藤主任	ただ今の意見でございますが、許可申請の段階で農地の復元ということで計画等上がってくる内容になっておりますけれども、イメージとしましては、農地を復旧させたその段階で例えば、所有者からの確認をいただいて、それでよしという流れだったかと思ひます。和島委員からありました話の内容から行きますと、その後作業をしていると田面が沈むといった障がいが生じてくるという状況が懸念されると理解しております。今後、砂利採取についての申請の前段階のやり取りの中で、そういうかし担保的なこと、不具合が出た場合の対応についてどうなのか確認等していきたくて思ひます。
議長	農業委員会が意見を付して申し述べる事が出来るということですので和島委員いかがでしょうか。
17番 和島	わかりました。 ぜひ、お願いしたいと思ひますし、基本的には農家をリタイヤした方が誰かに委託すればそれで良いということがこれから増えてくると思ひます。このままでは、収量も悪い、田んぼも沈む、仕事もやりにくいということが出てくると思ひます。今後業者の方にはことごとくお願いでしていただければ耕作する方としては大変ありがたいと思ひます。
議長	地権者もさることながら、その耕作者に迷惑が掛からないような形でこういった案件を実行してほしいということなのでやはり、農業委員会として一時転用ながらこういった意見を付して申し述べていただきたいということでもあります。
議長	ほかにございませぬか。 無いようであれば、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願ひます。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。

◎議事	議案第 38 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 38 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	（議案第 38 号の資料に基づき、内容を朗読） 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	（議案第 38 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 38 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	（議案第 39 号の資料に基づき、内容を朗読） 詳細につきましては、佐藤主査がご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	（議案第 39 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 全員賛成により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 40 号の上程、説明、質疑、採決
議長	次に、議案第 40 号、庄内町農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、私が議事参与の制限委員に該当しますので議長交代のため、暫時休憩いたします。
	（休憩中、議長を交代する。）
議長	再開いたします。 議案第 40 号、庄内町農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に

	<p>対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 40 号の資料に基づき、内容を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主査がご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 40 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>5 番 阿部 金一郎委員。</p>
5 番 阿部	<p>5 番 阿部です。</p> <p>私の方から質問させていただきます。</p> <p>31 ページから経営移譲の移転ですが、私の勉強不足だと思いますが、経営移譲だと私の家でも農地法第 3 条の使用貸借で契約していますが、農地中間管理事業では賃借料が設定されておりますが、これはこの通りなのでしょうか。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	<p>農地中間管理事業の経営移譲につきましては、配分計画(案)の右側少し字体が小さいですが、「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」ということで、例えば、1 番の方を例に申し上げますと、今まで●●さんが受託していたものを経営移譲したことで、今後は●●さんが引き続き受けていくという内容の記載になっております。この右に記載になっている氏名が所有者ということではなく、元々の所有者は別におりまして、その元々の所有者と●●さんの間で賃貸借権が発生するというような表の見方になっております。以上です。</p>
議長	5 番 阿部 金一郎委員。
5 番 阿部	<p>そういうことであれば、1 番の方に関しては、経営移譲するということで残期間 6 年間は移転設定ということで考えてよろしいのですか。経営移譲の場合の農地法第 3 条の使用貸借権設定をこの方達は、いつ行ったのでしょうか。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	<p>こちらの残期間の 6 年ですが、今まで●●さんが借り受けていた契約内容と同じ条件で●●さんが借り受けるということでの残年数が記載されてあります。この残年数期間が満了しますと今度は、●●さんと所有者の方が新たに 10 年間などで賃貸借契約をするということになります。農地法第 3 条の使用貸借権設定とはまた違いまして、こちらは農地中間管理事業で契約中の耕作者を後継者に変更するものです。H30 年の 12 月に公告の予定なのですが、ほかに●●さんと●●さんが中間管理事業以外で経営移譲を行っていないもの、●●さんと●●さんの経営移譲につきましては、平成 30 年 11 月の総会に案件が出る予定であります。</p>
議長	5 番 阿部 金一郎委員。
5 番 阿部	<p>ということは、農地法第 3 条の使用貸借で父親から子供に対しての経営移</p>

	譲申請よりも前に農地中間管理事業の移転の方が先に審議されるということになりますがそういった認識でよろしいですか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	すみません。農地法第3条での●●さんから●●さんへの経営移譲は H30年4月の総会案件で許可が出でおり現在使用貸借になっておりますので、訂正いたします。
議長	5番 阿部 金一郎委員。
5番 阿部	私の勘違いだったと思います。経営移譲なされているのであれば、残期間というよりは、10年間での契約をしても事務手続き上、そんなに変わらないのではないかと思いますこういった質問をさせていただきましたが、大変ありがとうございました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第40号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について原案に賛成の方の挙手願います。 (全員賛成) 賛成全員により、原案を承認することに決定いたしました。 議長交代のため、暫時休憩いたします。
(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)	
議長	再開いたします。 これをもちまして、平成30年第10回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前10時12分)

平成 年 月 日

上記は、平成30年第10回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第10回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

1番

2番

書記